平成２６年（フ）第４２３２号
東京都東久留米市前沢２丁目９―14
債務者　井土　雅央
1　決定年月日時　平成26年５月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月８日まで
5　免責審尋期日　平成26年７月８日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第４２４２号
東京都江戸川区平井３丁目４―13―1101
債務者　池田　淳一
1　決定年月日時　平成26年５月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月８日まで
5　免責審尋期日　平成26年７月８日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第４２４７号
東京都足立区綾瀬３丁目16―15―703
債務者　横山美代子（旧姓上野）
1　決定年月日時　平成26年５月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月８日まで
5　免責審尋期日　平成26年７月８日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第４２４８号
東京都板橋区成増５丁目５―６―201
債務者　贄田　郁美
1　決定年月日時　平成26年５月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月８日まで
5　免責審尋期日　平成26年７月８日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第４２４９号
東京都目黒区柿の木坂２丁目19―13―105
債務者　柿木　　茂
1　決定年月日時　平成26年５月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月８日まで
5　免責審尋期日　平成26年７月８日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第４２５０号
東京都豊島区千早３丁目16―１　野村惣一方
債務者　殿村　利郎
1　決定年月日時　平成26年５月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月８日まで
5　免責審尋期日　平成26年７月８日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第４２５８号
東京都江戸川区船堀２丁目３―11―205
債務者　山田　　透
1　決定年月日時　平成26年５月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月８日まで
5　免責審尋期日　平成26年７月８日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第４２６１号
東京都中野区野方６丁目51―８―303
債務者　小林　邦男
1　決定年月日時　平成26年５月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月８日まで
5　免責審尋期日　平成26年７月８日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第４２６２号
千葉県松戸市二十世紀が丘丸山町19―１
債務者　根本　裕司
1　決定年月日時　平成26年５月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月８日まで
5　免責審尋期日　平成26年７月８日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第６６号
北海道帯広市東１条南８丁目20番地２　東１条ハイツ402号
債務者　江良　義泰
1　決定年月日時　平成26年５月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月10日まで
5　免責審尋期日　平成26年７月17日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２６年（フ）第７５号
北海道帯広市西12条南16丁目３番地６
債務者　北見　末彰
1　決定年月日時　平成26年５月７日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月10日まで
5　免責審尋期日　平成26年７月17日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２６年（フ）第８２号
北海道河東郡音更町木野大通西10丁目２番地６　グレースタウンＤ棟205
債務者　小山内　彩（旧姓伊藤）
1　決定年月日時　平成26年５月７日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月10日まで
5　免責審尋期日　平成26年７月17日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２６年（フ）第２１号
長崎県佐世保市針尾東町3000番地、旧住所長崎県佐世保市広田３丁目８番８号　ロイヤルヴレッジ広田Ａ―101
債務者　松本　成治
1　決定年月日時　平成26年４月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月11日まで
5　免責審尋期日　平成26年６月27日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２６年（フ）第５１号
長崎県佐世保市広田３丁目37番７号ガーデンハイツＣ棟101号
債務者　角　美智子（旧姓吉岡）
1　決定年月日時　平成26年５月１日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月11日まで
5　免責審尋期日　平成26年６月27日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２６年（フ）第６４号
長崎県佐世保市広田３丁目37番７号ガーデンハイツＣ棟101号、前住所長崎県佐世保市広田４丁目10番４―408号
債務者　角　　康広
1　決定年月日時　平成26年４月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月11日まで
5　免責審尋期日　平成26年６月27日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係